

保育ルームバンビ 重要事項説明書



家庭的保育施設

住所：西宮市南甲子園 2-21-8 南甲子園合同宿舎 116

電話：0798-41-5426

1. 事業者

事業者の名称	保育ルーム バンビ
代表者名	代表保育士 綿田 栄子
事業者の所在地	西宮市南甲子園2-21-8 南甲子園合同宿舎116

2. 事業の概要

事業の種類	家庭的保育事業
事業の名称	保育ルーム バンビ
電話番号・FAX	0798-41-5426
事業認可年月日	平成27年4月1日
施設長名	綿田 栄子
沿革	平成23年6月1日 西宮市保育所待機児童施設として開始 平成27年4月1日 地域型家庭的保育事業として認可

3. 施設の概要

構造	鉄筋4階建て1階部分	
延床面積	63.36㎡	
設備の内容	保育室	洋室 8畳相当×1室、和室 6畳×2室
	職員室	和室 4.5畳×1室
	台所	1室

4. 連携施設

連携施設の種類	保育所
連携施設の名称	浜甲子園保育所
連携協力の概要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

5. バンビの方針

【保育の理念】

一人ひとりを大切に 心に寄り添った保育を目指します。

【基本方針】

- ・安全で安心できる環境の中で、一人ひとりの生きる力を育む保育を行う
- ・たくましい身体を作り、心身の健康を育む保育を行う
- ・家庭や地域との連携を図り子育て支援等を行う

【保育の目標】

- ・生活習慣を身に付け『いきいき』と生活する
- ・愛情を込めた関わりの中『わくわく』を体験する
- ・しっかり戸外に出て『のびのび』と身体を動かす

6. 利用定員

	0 歳 児	1 歳 児	2 歳 児
定 員	1	2	2

7. 職員配置

当園では「西宮市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例」で定める配置基準以上とし、職員数は入所人数により変動することがあります。

8. 開所日・開所時間及び休所日

開所曜日	月 ～ 金 （祝日除く）
休所日	国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日、 1 月 1 日から 3 日及び 12 月 29 日から 12 月 31 日、 その他特別な理由があると認めるとき
開所時間	7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0
保育標準時間認定に係る保育時間	7 : 3 0 ～ 1 8 : 3 0 (うち保育が必要と認められる時間)
保育短時間認定に係る保育時間	8 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0 (うち保育が必要と認められる時間)

※保育必要量（保育標準時間・保育短時間）など、支給認定の内容に変更がある場合は、必要書類の提出が必要です。
利用中の保育施設に提出する場合は変更月の前月 20 日（休所日の場合は直前の開所日）までに、西宮市保育入所課に提出する場合は変更月の前月 25 日（閉庁日の場合は直前の開庁日）までにご提出ください。支給認定の内容は翌月の 1 日から変更しますので、月途中での変更はできません。

9. 台風接近等に伴う対応について

【通常の気象警報が発令された場合（大雨・暴風警報など）】

通常の気象警報であれば開所することとしますが、子供を連れての登降所は危険を伴うことから、家庭で保育が可能な方は家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育所からお迎えをお願いする場合があります。

すぐに来られる体制を取っておいてください。

公共交通機関等や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れとします。

また、「特別警報」等が発令された場合、通常の気象警報とは異なる対応となります。

【本市に「特別警報」等が発令された場合】

- 午前7時現在で「特別警報」が本市に発令された場合は「休所」とします。
また、「特別警報」が解除された場合でも当日は「休所」とします。
- 午前7時現在、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」とします。
- 午前7時以降に「特別警報」や、「高齢者等避難」（警戒レベル3）や、「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が該当地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため、速やかにお迎えに来てください。

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

※気象庁、Yahoo等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。

必ず市からの避難情報をご確認下さいますようお願いいたします。

- ・避難所へ避難している場合は、ショートメールや電話、ブログ等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いいたします。

- 電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は休所とします。

10. 利用者負担

(1) 保育料

西宮市が定める保育料となります。（「市民税非課税世帯」の児童にかかる保育料については無償）
なお、次の場合は保育料の日割り計算を行います。

- ・月途中退所の場合
- ・災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合

(2) その他の利用料金（第6条第3項関係）

災害共済給付制度について

子供たちの安全については万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入所時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担額 1人につき年間 240円

（要保護児童（生活保護世帯）については保護者負担額が0円となります。）

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

11. 1日の流れ

時間	一日の流れ
7:30～	順次登所 視診 検温 自由遊び
9:45～	朝の集い（季節のうた・あさのうた・手遊び・わらべ歌遊びなど） おやつ
10:15～	戸外遊び・散歩・リズム遊び・製作 など・・・
11:15～	排泄・手洗い
11:35～	給食
12:15～	絵本読み聞かせ・午睡準備・午睡
15:00～	おやつ・自由遊び
16:00～	順次降園

12. 年間行事

月	行事計画	保健衛生計画・その他
4月	・入所式	【保健衛生】 ・身体測定（毎月） ・入所前健康診断 ・定期健康診断（年2回） ・歯科健診（年1回） 【その他】 ・お別れ遠足の日にお弁当の持参をお願いしています ・保護者参加行事として リトミック給食参観 7月頃 クリスマス発表会 12月頃 お別れの会 3月最終保育日を予定しています。
5月	・こどもの日	
6月	・健康診断	
7月	・七夕まつり ・リトミック給食参観	
8月	・スイカ割り 水遊び	
9月	・歯科検診	
10月	・ミニ運動会 ・ハロウィン	
11月	・健康診断	
12月	・クリスマス会 ・クリスマス発表会	
1月	・お正月あそび	
2月	・節分	
3月	・ひなまつり会 ・お別れの会 ・おわかれ遠足	
毎月	・避難訓練	
随時	・お誕生日会	

13. 給食について

子供の生活状況、栄養状況を把握・評価し、管理栄養士が「昼食とおやつ」で提供する食事の給与栄養目標量を設定し、食事計画を立てています。

給食の方針	安心して口にできる、家庭的でおいしい給食を目指しています。 天然素材のダシを使い、化学調味料をできるだけ使わない献立を取り入れ素材そのものを味わい、丈夫な体に努めていきます。 材料は出来る限り国内産を使用します。 衛生管理マニュアルに沿った調理を行い、安全・安心でおいしい給食を提供します。また、月1回職員の検便検査を実施し、健康管理を徹底しています。
給食の提供について	保育の提供をする日は、給食の提供を行いますが、行事等に併せてお弁当の持参をお願いする日があります。
食物アレルギー等への対応	医師が記入した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」の提出をもって適切に対応します。その他の事情により給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。

毎月、事前に献立表を配布します。お子様の1日の食事内容を考える際、園での給食（昼食とおやつ）の内容を知っていただき、ご家庭で提供する食事の参考にしてください。

また、朝ごはんは脳とからだをしっかりと目覚めさせ、元気に一日をスタートさせるために大切なものです。必ず朝ごはんを食べてから登所させてください。

1 4. 健康について

(1) 登所時の健康観察について

- ・登所時に、子供の体調、家庭でできたケガやあざ等について保護者からご報告をお願いします。それをもとに、保育中の子供の健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中に子供のケガやあざ等に気付いた場合、確認のため保護者に連絡させていただくことがあります。

(2) 病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、子供自身の療養につとめ、症状が重くならないように家庭で十分に静養してください。
- ・病気やけがなどで当園を休む時は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、咳、下痢、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育施設に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登所してください。

(3) 当園での病気及び事故について

- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出た時はお迎えをお願いします。また、保育中にケガをした時は、医療機関受診など必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(4) 薬について

- ・薬は「朝・夕の2回」または「朝・帰ってから・寝る前の3回」の内服にできないか、かかりつけ医師にご相談ください。やむを得ず与薬が必要な場合は「別紙；与薬についての注意事項」をよく読み与薬依頼表と一緒に保育士にお渡しください。
- ・アナフィラキシーなどのアレルギー対応等、緊急時に備えた処方薬が必要となる場合は、医師の診断と指導に基づく「生活管理指導表」を提出してください。
- ・ホクナリンテープ等を貼っている場合は、登所時に保育士にお知らせください。
- ・当園では応急処置、消毒等、必要に応じて以下のものを使用します。使用に関して、ご要望などございましたら、保育士までご相談ください。

点眼薬 【 アイリス CL1 ネオ 】

軟膏【ムヒS】

アルコール消毒薬

(5) 感染症にかかった時について

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・感染症にかかった時は【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】を参考にしてください。集団生活可能な状態に回復し登所する際には【登所可能証明書・登所届】(p9)を提出してください。(用紙は当園にあります。西宮市ホームページからダウンロードもできます。)
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示板等でお伝えいたしますので、ご確認ください。
- ・原則、血液、便、嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、当園では洗わずにそのままビニール袋に入れてお返しします。その際、他の子供の衣類が汚れた場合は、一緒に持ち帰って消毒後、洗濯していただきますようお願いいたします。

- ・水いぼ、とびひについては、登所可能証明書・登所届は原則必要ありませんが、集団生活が可能な状態であるか、医師の指示を確認してください。なお、かきこわした傷から浸出液が出ているときは、浸出液がしみ出ないようにガーゼ等で覆ってください。
- ・アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いします。

(6) 乳幼児突然死症候群 (SIDS)

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群 (SIDS) という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明の防ぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和4年には全国で47名の乳幼児が SIDS で亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDS の予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDS の発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝させる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる

また、当園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子供の顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・乳幼児体動モニターは満6ヶ月を迎える月末まで使用する。
- ・AED を設置し、応急手当に関する研修や訓練を定期的実施する。

保護者様

保育所等は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。
感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登所をご遠慮
いただいております。

保育所等での集団生活が可能な状態にまで回復されましたら、下記の「**登所可能証明書・登所届**」を
ご持参のうえ、登所くださいますようお願いいたします。

①登所可能証明書	②登所届
医師の証明が必要	医師の診断に従い、 保護者の届けが必要
麻疹（はしか）	溶連菌感染症
インフルエンザ	マイコプラズマ肺炎
新型コロナウイルス感染症	手足口病
風しん	伝染性紅斑（リンゴ病）
水痘（みずぼうそう）	ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタ、アデノウイルス等）
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	ヘルパンギーナ
結核	RSウイルス感染症
咽頭結膜熱（プール熱）	帯状疱疹
流行性角結膜炎	突発性発疹
百日咳	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	
急性出血性結膜炎	
髄膜炎菌性髄膜炎	

ご依頼

主治医様

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願いいたします。

（保育所等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登所届を
いただいております。）

※切り取り※

<p>① 登所可能証明書（医師の証明）</p> <p>② 登所届（医師の診断に従い、保護者の届け）</p>	} どちらかに○印を記入
<p>施設長宛</p> <p>児童名： _____（生年月日 年 月 日）</p> <p>病名： _____</p> <p>集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 _____ 年 _____ 月 _____ 日から登所可能です。 園児の健康状態等について、主治医連絡することに同意します。</p> <p>_____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p>医療機関名： _____</p> <p>医師名（①の場合のみ）： _____</p> <p>保護者名（②の場合のみ）： _____</p>	

【登所可能証明書、登所届が必要な感染症一覧】

①医師が記入した登所可能証明書が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
麻疹(はしか)	発症1日前から発しん出現後の4日後まで	解熱後3日を経過していること
インフルエンザ	症状がある期間(発症前24時間から発病後3日程度までが最も感染色が強い)	発症した後5日経過し、かつ解熱した後2日(乳幼児にあつては、3日)経過していること
新型コロナウイルス感染症	発症2日前から発症後7日～10日間はウイルスを排出しており、特に発症後5日間は感染させるリスクが高い。	発症後5日を経過し、かつ症状軽快から1日を経過した場合に、6日目から登所可能。
風しん	発しん出現の7日前から7日後くらい	発しんが消失していること
水痘(水ぼうそう)	発しん出現1～2日前から痂皮(かさぶた)形成まで	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱、充血等の症状が出現した数日間	発熱、充血等の主な症状が消失した後2日経過していること
流行性角結膜炎	充血、目やに等の症状が出現した数日間	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失していること又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症(O157、O26、O111等)	—	医師により感染のおそれがないと認められていること。(無症状病原体保有者の場合、トイレでの排泄習慣が確立している5歳以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である。)
急性出血性結膜炎	—	医師により感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症(髄膜炎菌性髄膜炎)	—	医師により感染の恐れがないと認められていること

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

②医師から口頭で確認し、保護者が記入する登所届が必要な感染症

感染症名	感染しやすい期間(※)	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後 24～48 時間が経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑 (りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎 (ノロウイルス、ロタウイルス、アデノウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているので注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	—	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと

※感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については(-)としている。

<出典：こども家庭庁による「保育所における感染症対策ガイドライン」2023年一部改訂

15. トライやるウィークの受入れについて

鳴尾中学校の女子生徒2名 受入れ予定です。

16. 緊急時等の対応方法

入所児童に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又はかかりつけ医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、子供の身体の安全を最優先させ、当園が関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医師】

	嘱託医	嘱託歯科医
医療機関の名称	みぞじりクリニック	親里歯科医院
医師名	溝尻 素子	親里 嘉之
所在地	西宮市甲子園八番町6-15 2階	西宮市鳴尾町5-4-36
電話番号	0798-40-5065	0798-41-0717

【近隣の医療機関】

内科・小児科	みぞじりクリニック	0798-40-5065
耳鼻科	友藤耳鼻咽喉科クリニック	0798-45-4133
眼科	きもと眼科	0798-44-1146
歯科	親里歯科医院	0798-41-0717
皮膚科	おかの皮膚科	0798-47-0701
外科	永田整形外科	0798-45-2321

17. 安全対策

非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回避難及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難場所：南甲子園小学校（西宮市南甲子園 3-9-16 ）

第二避難場所：南甲子園公民館（西宮市甲子園九番町 15-40 ）

※ 上記を基本としますが、状況に応じて適宜判断いたします。

○安全計画について

当園では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む当園での活動や取組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取組を進めてまいります。

18. 個人情報保護

当園で知り得た情報は守秘義務が課せられているため、他の方にお知らせすることはありません。利用者等の個人情報に関しては関係法令に基づき適切に取り扱います。

19. 関係機関との連携

子供の成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、当園及び市が、医療機関、療育機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター等の関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。

20. 他園との連携について

他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先へ児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。

21. 写真・ビデオ等の取扱いについて

当園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取り扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

保護者の皆様におかれましては、当園で撮影した写真やビデオ等はご家庭で鑑賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影された写真やビデオに写っている他のご家庭のお子様の個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。

2 2. 児童虐待防止のための措置

- ・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育所は児童福祉施設として重要な役割を担っています。子供のしつけに際して、身体的苦痛（叩く、蹴る、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子供の心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。

その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育所は、法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】 (児童虐待の防止等に関する法律で規定)

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※程度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子供への性的行為、性器や性的行為を見せる、子供への過剰なスキンシップ 等
ネグレクト	家（部屋）に閉じ込める、食事を与えない（頻繁な欠食）、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車（自転車）に放置する、子供を残して外出する、保育所に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子供の安全への配慮を怠る（ケガが絶えない） 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子供の面前で行われるDV（暴言暴力） 等

・その他、虐待であるかどうかに関わらず、子供に心配なケガやあざがあった場合には、施設として法律に基づいて市に通告する必要があります（虐待かどうかを判断するのは、当施設ではありません）。

市に通報することにより、子供と保護者を支援するために関係機関で連携を図ることができ、その家族をサポートする体制を整えます。保育所は、子供を大切に思う保護者と同じ思いで対応を行います。

・当園は、子供の人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対し実施しています。

2 3. 加入している損害賠償責任保険

対人賠償責任	1名あたり2億円程度/1事故あたり合計10億円限度
対物賠償責任	
生産物賠償責任	

2 4. ご意見・ご要望・苦情解決制度について

当園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆様と当園職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。

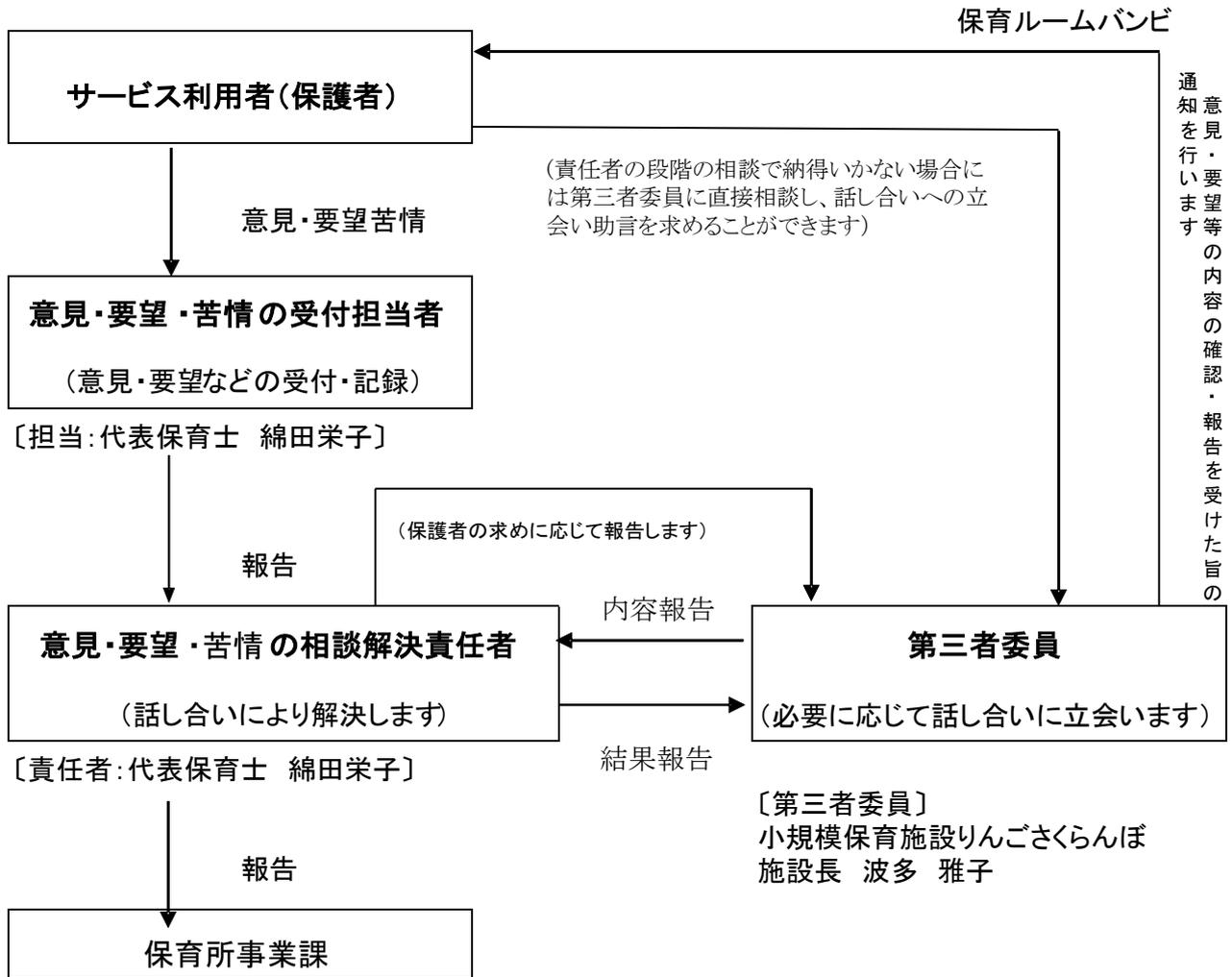
お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。

当園では、職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。

また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。

以下の表に第三者委員の名前、住所、電話番号を載せています。取り扱いには十分気を付けていただきますようお願いいたします。

ご意見・ご要望・苦情解決 のための仕組みについて



※結果については口頭もしくは文書で責任者よりご報告申し上げます。

※以上の仕組みで解決できないご意見・ご要望は、兵庫県社会福祉協議会に設置された運営適正委員会に申し立てることもできます。

(運営適正化委員会の連絡先:電話078-242-6868)